

貴金属の訪問買い取りにご注意！

事例

「古着を買い取る」と電話があり業者が訪問。貴金属はないか、と言うので指輪などを見せたところ、勝手に査定され代金を渡された。大切な指輪なので返して欲しい。（80才代、女性）

アドバイス

不要になった衣類や靴などの買い取りをきっかけに自宅に上がり込み、貴金属を安く買い取られるという相談が多く寄せられています。

これは『訪問購入』と言い、特定商取引法で規制されています。

- ・突然訪問してきた業者は家に入れないようにしましょう。
- ・買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- ・業者から交付された書面はしっかり確認しましょう。
- ・一度物品を引き渡すと取り返すことが困難な場合がありますので、契約後もクーリング・オフ期間(8日間)内は手元に物品を置いておきましょう。



☆ 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が相談・助言・事業者へのあっせんなどのトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。

☆ 消費生活センターへの相談は、新たな消費者被害の防止に役立っています。



兵庫県立消費生活総合センター 企画研修課

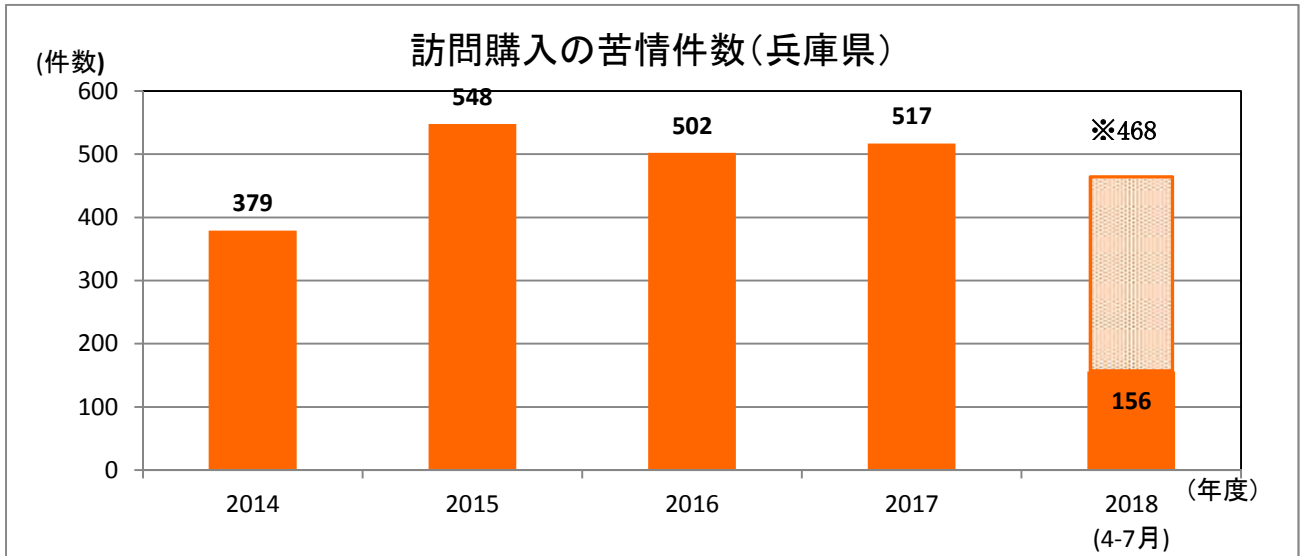
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL：078-302-4000

【消費生活相談：078-303-0999】

【参考データ】（兵庫県内のPIO-NET データを基に作成）

(1) 訪問購入の苦情件数



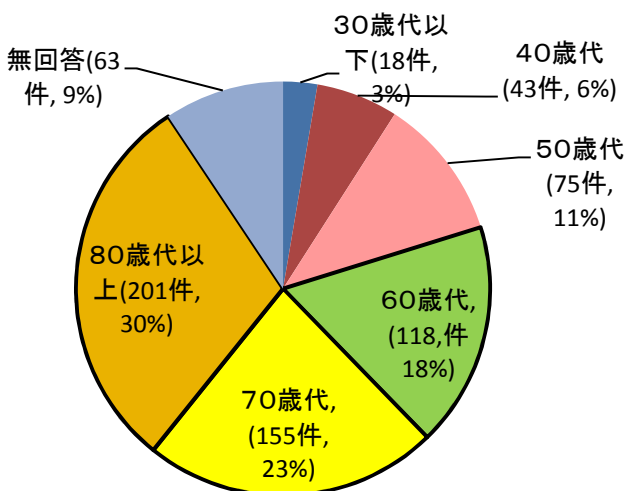
※4～7月受付分を1年間に換算した件数

(2) 訪問購入で多い苦情商品(2017年4月～2018年7月で673件)

順位	苦情商品	件数
1	アクセサリ(指輪、ネックレスなど貴金属)	143件(21.2%)
2	衣料品(和服、紳士・婦人洋服など)	142件(21.1%)
3	商品一般(商品が特定できないもの)	133件(19.8%)
4	履物類	55件(8.2%)
5	食器類(食器、鍋・釜類、調理器具など)	21件(3.1%)

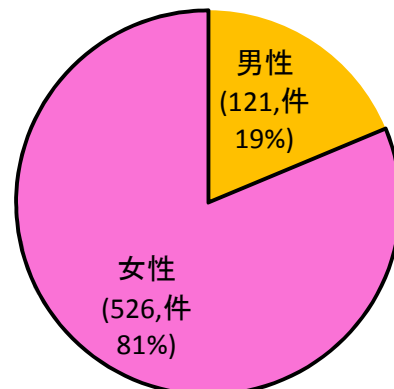


(3) 訪問購入の契約当事者年代



※ 60歳以上が71%を占めており、高齢者がターゲットになっている。

(4) 訪問購入の契約当事者性別



※ 苦情の8割が女性である。

(2018年9月作成)